

第12章 準備書に対する意見の概要と事業者の見解

12.1 準備書に対する意見の概要と事業者の見解

12.1.1 準備書の公告及び縦覧

熊本県環境影響評価条例に基づき準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書を公告の日の翌日から起算して1ヵ月間縦覧に供した。

準備書の公告及び縦覧の内容は、表12-1に示すとおりである。

表 12-1 準備書の公告及び縦覧の内容

項目	内容
公告日	令和7年9月12日（金）
公告の方法	熊本県公報への掲載 ・熊本県公報（掲載日：令和7年9月12日）
縦覧期間	令和7年9月12日（金）から令和7年10月14日（火）まで 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日・祝日を除く）
縦覧場所	下記の5箇所で縦覧を実施 ・熊本県庁（行政棟本館1階情報プラザ） ・熊本県県北広域本部玉名地域振興局土木部工務課 ・長洲町役場（住民環境課） ・玉名市役所（環境整備課） ・荒尾市役所（環境保全課）

12.1.2 準備書に対する意見の概要と事業者の見解

(1) 県知事の意見と事業者の見解

「熊本県環境影響評価条例」の規定に基づき表12-2に示すとおり、熊本県知事からの環境の保全の見地からの意見書の提出を受けた。

準備書に対する県知事意見及び事業者の見解は、表12-3に示すとおりである。

表 12-2 準備書についての知事意見聴取の内容

項目	内容
準備書の送付日	令和7年9月12日（金）
意見書の通知日	令和8年3月19日（木）（環保第778号）

表 12-3(1) 知事意見及び事業者の見解

区分	知事意見	事業者見解
【全体事項】	(1) 本事業について、地域住民等から事業者へ提出された意見及び公聴会で述べられた意見では、埋立地に搬入されるしゅんせつ土砂の安全性並びに水環境及び動植物への影響等について懸念が示されている。 そのため、引き続き地域住民等に対し事業について理解を得られるよう説明に努めること。	埋立地に搬入されるしゅんせつ土砂の安全性や水環境及び動植物への影響等へのご意見に対しては、真摯に対応するとともに、地域の皆様のご理解を得られるよう、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。
【全体事項】	(2) 環境監視調査について、評価書に調査の時期や回数等の調査計画を記載するとともに、事後調査及び環境監視調査（以下「事後調査等」という。）を適切に実施すること。 また、過去に実施された公有水面の埋立て又は干拓の事業による環境影響に係る研究事例等も参考に、長期的かつ広域的な視点で本事業による環境影響の把握及び分析に努め、環境影響が確認された場合は、追加の環境保全措置を講ずること。	環境監視調査について、評価書 第10章 10.3（10-2 ページ）に現時点で想定される調査の時期や回数等の調査計画を記載しました。なお、事後調査及び環境監視調査の実施にあたっては、必要に応じて専門家の指導・助言を受けながら、適切に実施します。 また、有明海の保全等に関する研究事例等を参考に、長期的かつ広域的な環境把握に努め、環境影響が確認された場合は、追加の環境保全措置を講じます。
【水環境】 ＜水質＞	(1) 埋立地の存在による底生動物及び付着動物（以下「底生動物等」という。）への影響については、埋立区域と同様の海域環境が埋立区域外にも広く連続的に分布すること、また潮流の流向及び流速への影響の範囲が埋立区域近傍に限られること等からその影響は小さいと予測されているが、底層溶存酸素量の観点からも底生動物等への影響を調査する必要がある。 そのため、事後調査等において底層溶存酸素量の調査を行い、本事業による環境影響が確認された場合は、追加の環境保全措置を講ずること。	溶存酸素量については、環境監視調査項目として選定しておりますが、ご意見を踏まえ底層の溶存酸素量の調査も行います。なお、調査の実施にあたっては、必要に応じて専門家の指導・助言を受けながら、適切に実施します。 調査の結果、本事業による環境影響が確認された場合は、追加の環境保全措置を講じます。

表 12-3(2) 知事意見及び事業者の見解

区分	知事意見	事業者見解
【生態系】 ＜動物＞	(1) オオシャミセンガイについては、「レッドリストくまもと 2024」において、絶滅危惧ⅠＡ類に分類されているため、環境保全措置の実施に当たっては、専門家の意見等を踏まえて、効果的かつ効率的な方法を検討すること。	オオシャミセンガイの環境保全措置の実施にあたっては、移植方法、移植場所などについて、専門家のご意見を伺いながら、効果的かつ効率的な方法となるよう検討してまいります。
【生態系】 ＜植物＞	(1) 対象事業実施区域及びその周辺では、「レッドリストくまもと 2024」において、絶滅危惧ⅠＡ類に分類されるハマボウフウ等の重要な海岸植物の生育が確認されている。 本事業が海岸植物に及ぼす影響として、生育場所の改変による直接的な影響のほか、埋立地の存在に伴う潮流及び水質の変化による間接的影響が想定される。このうち、間接的な影響については、潮流シミュレーションの結果から流速変化等が埋立区域近傍に限られ、海岸植物への影響は小さいと予測されている。 しかしながら、潮流シミュレーションには不確実性が伴うため、事後調査等による埋立地周辺の海岸植物の生育状況の継続的な把握を検討するとともに、本事業による環境影響が確認された場合は、追加の環境保全措置を講ずること。	ハマボウフウの生育地については、長洲港の北側に位置しており、本事業の実施に伴う改変や潮流、水質等の変化が生じうる範囲ではないことから、本事業による影響は及ばないものと考えています。しかしながら、本種の希少性を考慮し、町や保存会等から情報を共有いただきながら、生育状況の把握に努めてまいります。 一方で、埋立地の東側に位置する干潟や砂浜に生育する海岸植物については、潮流シミュレーションの結果から流速変化等の影響は及ばないと予測しておりますが、シミュレーションの不確実性を鑑み、海岸植物の環境監視調査を実施することとし、本事業による環境影響が確認された場合は、追加の環境保全措置を講じます。

(2) 一般意見と事業者の見解

「熊本県環境影響評価条例」の規定に基づき表12-4に示すとおり、準備書について環境の保全の見地からの意見聴取を行った。

準備書についての一般意見及び事業者の見解は、表 12-5に示すとおりである。

なお、一般意見の内容は、個人や企業が特定される内容を除き、原文のままの記載としている。

表 12-4 準備書についての意見聴取の内容

項目	内容
意見書の提出期間	令和7年9月12日（金）から令和7年10月29日（水）までの間
意見書の提出方法	縦覧場所（熊本県庁を除く）に備え付けの意見書箱への投函、または問合せ先への郵送
意見書の提出状況	提出された意見書：総数 247 通（意見数 247 件）

表 12-5(1) 一般意見及び事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
1	廃土置き場にする為に海を埋めなければならないのでしょうか。必要性がある場所、埋め立てすべき場所がないものかと思えます。埋め立てすることによって、海水の流れが変化し漁業及び海苔養殖等の不漁、近辺に廃土の異臭等がないものかと心配いたします。廃土置き場に適した場所の検討願います。	有明海沿岸に位置する長洲港や周辺の漁港は、海域特有の干満差により土砂の堆積が著しいことから、その機能を維持するために継続的な浚渫の実施による水深の確保が不可欠となっております。長洲港の浚渫土砂は、現在八代港の土砂処分場へ搬出していますが、受入れ容量にも限りがあり、新たな処分先の確保が喫緊の課題となっております。
2	廃土置き場を海の中にすると海水の流れが変わり、海苔養殖等の不漁や漁業への影響も出るのではと心配いたします。また、廃土の異臭で環境問題も出るのではとします。他の場所への検討をお願いします。	本事業の実施により、長洲港や周辺漁港等の機能を継続的かつ効率的に維持していくことが可能となり、フェリー航路の維持や水産業の安定的経営が図られることで、交流人口の維持や水産物の安定供給にもつながり、水産振興や地域経済の活性化に寄与するものと考えています。 事業の実施にあたっては、地域の皆様のご理解を得られるよう、事業計画を検討するとともに、事業による影響が最小限になるよう努めてまいります。 本事業の実施による潮流や水質への影響については、周辺の海域環境の広がりにおける変化の程度から限定的であるものと予測されますが、埋立区域の近傍では潮流の変化による影響が考えられることから、水質や海生動物等について環境監視を実施し環境状態の把握に努めてまいります。 廃土の異臭については、浚渫土砂は「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年2月17日総理府令第6号）に基づく「水底土砂に係る判定基準」に適合したものを搬入するとともに、工事の際は、浚渫土砂は土運船で運搬し、護岸内の水中に投下または投入するため、影響することは考えにくいところですが、事業の実施により周辺へ影響を及ぼす懸念が生じた場合には、適切に対応してまいります。

表 12-5(2) 一般意見及び事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
3	私は、9月29日と30日の両日玉名市岱明町と玉名郡長洲町で開かれた長洲港土砂処分場整備事業（以下事業という）と、環境影響評価準備書（以下アセスメントという）についての説明を聞き意見書を提出します。 両会場とも、参加した漁業を生業とする方からは、事業やアセスメントについて評価する立場で、積極的に進めるべきという声は皆無に近く逆に反対や懸念するという声が大多数であったと認識しています。 特に漁業者の方の意見については、県としても事業を進めるにあたって真摯に耳を傾けるべきであると思います。 私はこの事業については一端立ち止まり、別の方法も考慮に入れて再検討すべきだと思います以下にその理由を述べます。 事業に必要とされる費用は100億円ということですがコストとして妥当な金額なのか、陸上での処分であればどれくらいのコストになるのかについても検討すべきです。事業の必要性は県として判断されたものですが、長洲港や隣接する企業において、主に潮流の関係で土砂が堆積することは理解しますが、企業では自社の排水処理に長洲町の公共下水道を使わず独自に処理しています。何故そうなったのか、県は長洲町議会でも議論があったことを踏まえ、その経緯について確認すべきです。 説明会では、船舶を塗装するときに必ず使われる、鉛をはじめとする重金属の処理が適正に行われているかについて、県は事業所の排水処理報告に信頼をおいているようですが、参加した議員からその点について懸念する声が出ています。 鉛は比較的に廉価で入手できますが、その毒性についても広く知られており塗装時の飛散対策は取られていると思いますが、海に流れ出たものが海底に沈殿しているのではないか、どのようになっているかはまったく不明です。 この件については事業をすすめるにあたり、県で調査し安全を確認しなければならぬと考えます。今回の事業がこのまますすめられることになれば、将来に禍根を残すことになりかねません。水俣病を経験した熊本県において、健康被害や環境被害を想定したうえで、この方法であれば安全性が担保されるという技術が獲得されるまでの間においては、別の場所にフレコンバッグに詰めて仮置きするといったことも考えに入れて対応されることを望むものです。	本事業については、事業内容等について漁業関係者の方々に引き続き丁寧な説明を行い、事業へのご理解が得られるよう努めてまいります。 土砂の処分については、陸上処分も一つの方法として考えられますが、浚渫土砂は年間発生量が約6万m³と多量であることや、含水率が非常に高いため、陸上で処分を行う場合には、広大な用地の確保が必要となることに加え、土砂から水分を除去するための脱水・排水処理施設や工程が不可欠となります。また、土砂には塩分が含まれており、使用できる場所や用途が限定されることから陸上処分は課題があると考えております。 浚渫土砂の安全性につきましては、長洲港の浚渫土砂は搬入前に「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年2月17日総理府令第6号）に基づく「水底土砂に係る判定基準」への適合を確認するための調査を行います。この調査におきましては、ご懸念の鉛を含む重金属類等の項目についても基準への適合を確認いたします。 なお、企業由来の浚渫土砂についても、同様に基準への適合を確認いたします。

表 12-5(3) 一般意見及び事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
4	海流が変わる可能性の地域に埋立ては不可。内陸地に埋め立てをもっていくべき。	【前ページに記載】
5	この事業が必要なことであることには理解を示しますが、港湾漁港の堆積土砂に対する処置を抜本的に見直すことが必要と考えます。箱ものをつくり、そこを埋め立てる。そのほかに方法はないのでしょうか？	
6	土砂処分場を作るだけでなく維持していくための費用や人員の確保、今後人口減少する中で、どこまでの見通しでされているのか。それは、今現在や、今後の漁業や農業になりわいとされている方の見込まれる影響をどの位に見こして考えられているか、海への影響で、収入の大幅減なども考えられ、どの位の農業の影響があり、同様の理由で今後、漁業農業に取り組みたいと考える後継者が更に減少していくことを簡単に想像できます。それを上まわるほどのメリットが、「効率や経済的な」部分でどれだけあるか、ギモンでしかないです。	事業の内容や事業による影響について丁寧なご説明を行うとともに、いただいたご意見を踏まえ、事業による影響が最小限となるよう努めるとともに、漁業活動に対する補償等、可能な限りの対応を検討してまいります。
7	「長洲港土砂処分場整備事業」に反対します。万が一、この事業をすることにより、生産者に大きな損害を及ぼすようなことがあれば、生産者及び労働者の一生の生活の保障を約束していただけますか！？現存の収益の保障ができないのであれば、この工事に着手することは中止していただきたい！かなりキケンなことだと予想されます。何か重大なことが起きてからでは取り返しがつかないのです。私はこの工事事業には反対させていただきます。	
8	◎大反対！！ ・水産業に仮に影響があった場合、会社によの様に補償するのか何の説明もない ・水産業の人間の生活の補償できるのか？ ・何故反対意見が上がっているのに計画の説明ばかりで安全に関しては希薄なのか理解できない。	
9	大反対！ ・我々の生活の補償ができるのか？ ・反対意見が多いにもかかわらずなぜ勝手に話を進められる？ 海を壊すな。	

表 12-5(4) 一般意見及び事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
10	・流れ、風波、流速、三態窒素供給量の低下、病気の蔓延化 etc ・岸壁近くの三角波がこれまで以上に大きく成るこの事は船艇の危険度が増す事に成る。 ・海苔の色艶の低下、売上金すらも下げる。 ・漁業組合収入も下げる ・どこをとってもプラスの面が無い事、 ・組合全員が希望をなくす事。よって反対する決意です。	【前ページに記載】
11	潮流変化による生物や漁業に対する不安、保証	
12	この事業については、港航路しゅんせつ事業を継続するにあたり必要な事業であることは十分理解しています。しなしながら、潮流の変化により少なからず影響を及ぼすことも事実であり、自身としてはその不安が払拭できないうちは、安易にこの事業が進むことについて賛同はできないと考えます。また仮にこの事業計画を進めるにしても、新川漁港を主体とし漁業を営む者にとっては、それ以上に危惧する案件となっているため、対象となる漁業者へ行政側としての将来的な支援をふまえた対応を切望します。	
13	この計画については、総合的な考えで理解を示しますが、新川漁港を主軸とする漁業者の生活圏を脅かすものであるもの事実。ですので、最悪な事態も想定し行政でできる対応をしていただきたい。	
14	土砂処分場整備後の潮の流れに変化が起きる事で、魚や海苔で生計を立てている漁師への影響が懸念される。諫早湾干拓事業の際にも潮の流れ、水質、海底環境が変化し漁業に影響が出たとされる。埋め立てを行わない方法を模索すべきである。	
15	今以上海の状態が悪くなったら、生活に支障がきます。	
16	今後の生活が、どうなるか不安しかない。もし、今より海況が悪くなればもう生活できません。	
17	年々魚の取れ方がへっているのに更に状況が悪くなると思う。 生活できなくなるかもしれない。	
18	今後もし潮流の変化によって今でさえ、海苔養殖の色落ちで苦しんでいるのに、不安でしょうがない。 もし生活苦になったら誰が助けてくれるのだろう？	

表 12-5(5) 一般意見及び事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
19	当組合は現在ではのり生産のみでの運営となっております 色々な調査等はすでに終了させるとは思いますが当漁場にはかなりの影響があると聞いております。今一度ご検討いただければと思います。	【前ページに記載】
20	絶対反対！！環境をこわさないで下さい！有明海を大切にして下さい！！有明海で働く人が苦しみます。困ります！！やめて下さい！！今の海を守って下さい！！	
21	絶対反対です！！海を汚さないで下さい！！有明海でとれる海苔が大好きです。工事をして今後、もし海苔がとれなくなったらどうしてくれるんですか!? 絶対に影響がないとは言い切れないでしょう！何かあったらどう責任をとってくれますか!? やめて下さい。何かあってからではおそいんです！！	
22	絶対に反対です！有明海の環境破壊につながりかねません。絶対の保障はないと思います。無責任なことはしないで下さい！周辺の生産者や働く人々も困られます。その方たちのことをお考えになって下さい。一生の生活の保障を約束できますか？できないのであればやるべきではありません。	
23	海が汚染されます！絶対反対！！近くでとれる美味しい海苔やあさりやしゃこなどが食べられなくなる可能性があります。生産者も生活できなくなる可能性があります。責任が取れますか？その方たちの一生の生活を保障してもらえますか!? 絶対反対です！！	
24	「長洲港土砂処分場整備事業」は絶対に反対です！！漁業で生計を立てている人たちへの多大な影響が出る可能性が十分に考えられます！！もしものことがあったら、どう責任を取って下さるのですか!? 一生の生活の責任がとれますか!? この事業は絶対に反対します！取りやめて下さい！！	
25	反対です！！絶対に反対です！！海苔の生産に影響がでる可能性があります。生産者の生活を怯えかすようなことをしないで下さい。この工事をする事により、潮の流れが変わったり、プランクトンなどへの影響が考えられます。そうすれば海苔の生産に大きな被害が出ることが予測されます。何かがおきてからでは遅いのです。中止して下さい。お願いします。	

表 12-5(6) 一般意見及び事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
26	この事業は反対です！！有明海の自然環境破壊につながる可能性が懸念されます。そうすると、地域の方や生産者の方へ大きなマイナスの影響が出る可能性があります。絶対の保障はできないと思います。この事業には反対です！お願いします。中止して下さい。	【前ページに記載】
27	工業団地の埋立による海洋汚染や海流の変化による漁業や海苔養殖への影響が心配されます。	
28	潮の流れが変り漁場が死んでしまい何もとれなくなり死活間だいになるおそれがある為絶対に反対する	
29	潮の流れが変り漁場が死んでしまう。なにもとれなくなり死活問題になるおそれがある為絶対に反対する	
30	絶対反対です！！海の仕事をしている方の事、考えられていますか？	
31	反対です。工場を作り、地域に貢献ならまだしもただ土砂を処分するだけでその後の予定もないとはなんですか？！計画性が全くない。	本事業によって造成される埋立地の利用については現時点で決定しておりませんが、埋立が完了した時期の周辺環境や社会的状況等を踏まえ、地元の役場や地域の方々と相談しながら検討してまいります。
32	今後更に海の変化によって、海苔の色落等が進んでいくかもしれないと思うと怖いです。	事業の実施にあたっては、地域の皆様のご理解を得られるよう、事業計画を検討するとともに、事業による影響が最小限になるよう努めてまいります。 なお、本事業の実施による潮流や水質への影響については、周辺の海域環境の広がりにおける変化の程度から限定的であり、動植物、生態系について埋立区域の周辺には同様の環境が広く連続的に存在することから、影響は小さいと予測されますが、埋立区域の近傍では潮流の変化により影響が考えられることから、水質や海生動物等の環境監視を実施し環境状態の把握に努めてまいります。
33	潮流れがわるくなると色落ちしやすくなるから困る	
34	潮の流れの変化等はどうか・・・・・・ 海産物へのえいきょうは・・・・	
35	土砂処分場の工事に伴い、潮の流れの変化で漁業に悪影響が一切ないとは考えられないので反対します。	
36	・潮流の変化が考えられる為、漁場での生産に悪影響を及ぼす恐れ ・埋立には反対である	
37	潮流の変化により、漁場の環境悪化の懸念	
38	反対!!やめて下さい。海で働くみんなが困ります。みんなが悲しみます。海を大切にして下さい。今の環境を守って下さい!!	

表 12-5(7) 一般意見及び事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
39	この事業に反対致します。私は東京に住んでいますが、有明海でとれる海苔を毎年楽しみにしております。この事業により、もし生産に影響が出ることがあれば心が痛み悲しい思いをします。生産者の皆様もとてもお困りになることでしょう。もしものことがあれば、熊本県や有明海に対するイメージダウンにもつながると思います。そのようなことも考慮されての工事でしょうか！？私は反対させていただきます。	【前ページに記載】
40	反対します！！大好きな有明海の手がが食べられなくなる可能性があります。絶対の保障はできないと思います。有明海を守って下さい。大切な今の環境を守って下さい。この事業は中止するべきです！！この事業には反対します！！	
41	流れの変化によりカンキョウ変化！！	
42	昔は魚貝類がたくさん採れたのですが、今はほとんど採れません。	
43	海苔・アサリやと生きているのにこれ以上よごさないでください	
44	海の環境をこれ以上壊さないで下さい！！	
45	自然を壊す事で影響が何も無いと言い切れますか?反対します！！	
46	自然環境を壊さないで下さい。絶対反対します。	
47	自然の海を壊すことで何の影響もないと言えますか?絶対反対です！！	
48	絶対反対です！！海への環境は無いと言えますか？	
49	反対です。海の環境が変わってしまうから。	
50～53	海の環境と海苔養殖を守る為反対！！	
54	海の環境を守るため、海苔養殖を応援したい 反対！！	
55	海の生物が死んでしまう 絶対反対	
56	生物が生きていけない死の海になる 反対	
57	大反対 海がだめになる	
58	埋め立てれば、海況はまだ悪くなる 絶対反対。	
59	潮の流れかわる だろたまる	
60～64	豊穡の海を取り戻したい。埋め立てれば海況はまだ悪くなる。絶対反対！	
65	潮の流れが変わって海が悪くなる為	

表 12-5(8) 一般意見及び事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
66	海の環境に影響が出る為	【前ページに記載】
67	海の環境が悪くなる為	
68	海産物が取れなくなるおそれ。	
69	海の汚染。	
70	この事業に反対します!大好きな有明海の鍋でとれる海苔の生産に影響が出る可能性があります。環境破壊にもつながります。熊本県へのイメージダウンにもつながります。この事業は中止して下さい。私は絶対に反対です!	
71	この事業に反対します! 土砂処分場にされてしまつては、有明海への影響が懸念されます。地域住民への影響、生産者への影響も十分考えられます。有明海の自然環境を破壊することにもつながりかねません。危険なことはやめていただきたい!切に願います	
72	絶対反対!!有明海の美味しいのりが食べられなくなります。その可能性が0とは言えないと思います。こんな悪いことはやめて下さい!!絶対反対です!!	
73	やめて下さい!!大好きなのりが食べられなくなります。絶対やめて下さい!!はんたいです。海で働くみんなが困ります。	
74	100%安全・安心と言えない 海岸工事には断固反対!!海流の変化による、海苔、アサリ、シャクなど海の大切な資源の絶滅の危機!!	
75	(※大反対) 海水の流れが変わるから その変が気になります。	
76	海流の変化による海苔 シャク アサリの減少 反対	
77	大反対。 ・海流を人為的に変化できるのか? ・諸海産物の大々のダメージをどの様に考えているのか?	
78	海流の変化による海苔、しゃく、アサリの減少の為反対	
79	土砂処分場は潮の流れが変り海苔あさりその他取れなくなるので建設絶対反対です	
80	長洲港土砂処分場は潮の流れが変り海苔あさりしゃくなど海のものが取れなくなるので建設は絶対反対です	
81	海流の変化により海の環境が変わる。	
82	海の流れが変わり、海の生物や環境に悪影響きょうがおきる事は、当然あると思います。	
83	潮の流れが変わり、生態系も悪くなり、環境保全の為に反対です	

表 12-5(9) 一般意見及び事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
84	海流を変える事で起こる変化と工事による影響が0%無いと言えるのですか？反対です！！	【前ページに記載】
85	生態系が崩れて、今いる色々な生物がいなくなりそうです。	
86	盛土を計画されている所に盛土をすれば海の流れがじゅうたいし、下流の方の流れが遅くなりいろいろ、さしさわりが発生しあまり良くない結果が発生すると思われます。	
87	海流が変化し、のり、シャクに悪にえいきょうわないか、維持できるか、心配	
88	潮の流れが変わりノリに影響が出ないか心配です。	
89	生物の環境がかわるのは不安	
90	海の生態系が変わるので	
91	海流が気になります。	
92	潮の流れが変化するかもと心配で、やっと増え出したシャコや、はまぐり等海の幸が又、なくなるのでと心配です。	
93	潮の流れが変わり海の幸がなくなるのが心配です	
94 ～95	のりや貝類などがとれなくなるので反対します	
96	大反対します！！海への影響により、海産物がとれなくなります！！	
97	自然を壊す事による影響がとても心配です。海産物は大丈夫なのですか？反対します！！	
98	埋め立て工事によって海の産物への影響が全くないのでしょうか？反対します！！	
99	海の環境改善！海苔養殖を守るため絶対反対！	
100	海流の変化により海洋状況も変化し、海産物に悪影響を及ぼすため、反対。	
101	海の仕事の方の意見が 1 番大事だと思います！！反対します！！	
102	埋立により地形が変化し潮流の変化に伴ない海洋生態系を破壊し漁業資源の減少につながる可能性があるのではないかと。	
103	潮の流れ悪くなりヘドロがたまりやすくなる 二枚貝や生物が生られない	
104	埋め立てにより、海産物に影響が出るのではないのでしょうか。	
105	埋め立てにより、生物への影響が懸念される。	
106	・土砂処分場の造設にあたり、潮流の変化が起る事は必須であるとともに、生物や海藻類への悪影響も懸念される。 ・悪影響が出た場合は、漁民は死活問題！！	

表 12-5(10) 一般意見及び事業者の見解

No.	一般意見の内容	事業者の見解
107	住みかが減り、生息している魚の減少。漁業の人には、多少なり埋め立ての影響がでてくる。	【前ページに記載】
108	流速の変化による影響が大きいため建設に反対します。	
109	海苔養殖に影響が大きいため建設に反対です。	
110	海苔養殖にとって変化が大きすぎるため反対、	
111	廃土置き場を海の中にすることで、海水の流れが変化してしまうと考えられます。海水の流れの変化は海苔養殖等の不漁の原因になると考えられるため、産業や環境への影響を最小限にとどめることのできる他の場所への検討をお願いいたします。	
112～247	反対（同意見 他 135 件）	